別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第１（第６条関係）

法第108条第１項の規定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度分

（単位　円）

		収益の額	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価			設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価
				うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		
１　施行規則第14条第１号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小計						
２　施行規則第14条第２号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小計						
２の２　施行規則第14条第２号の２に掲げるもの							
３　施行規則第14条第３号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小計						
４　施行規則第14条第４号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小計						
合計							

注１　収益の額は、施行規則第14条第１号イ及びロ、第２号イ及びロ、第２号の２、第３号イ及びロ並びに第４号イ及びロに掲げる電気通信役務ごとに、施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価から、別表第10の１の科目ロ及びハ、３の科目並びに４の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差し引いたものを、当該第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、当該第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

２　１の項の施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、当該第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。

３　接続料規則第11条（第３項ただし書及び第５項ただし書を除く。）、第12条（第５項を除く。）及び第13条の規定は、４の項における施行規則第40条の３又は第40条の５の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。